

尾張旭市地域公共交通会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、尾張旭市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴に関し、遵守事項その他の必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に必要事項を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の申込は、交通会議開催の1時間前から、企画課において受付を開始し、先着順にて決定し、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) ビラ、プラカード、鉢巻き、のぼり等を携帯し、又は着用している者
- (3) 会議を妨害し、又は人に迷惑若しくは危害を及ぼすと認められる物を携帯している者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。
- (6) 会長の許可を得ないで写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、交通会議が傍聴を認めない項目を検討するときは、その間退席しなければならない。

(会長の指示)

第7条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、交通会議の傍聴に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。